

## 令和8年1月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 令和8年1月8日（木）  
開会：午前10時 閉会：午前10時25分
- 2 開催場所 災害対策本部室
- 3 会議次第
  - 12月定例会議事録承認
  - 教育長報告
  - 議案第1号 令和7年度大津市一般会計教育費及び学校給食事業特別会計11月補正予算（第1次）に関する意見の申出に係る臨時代理について
  - 議案第2号 大津市義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
  - 議案第3号 大津市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について
  - 議案第4号 令和8年度大津市立小中学校教科用図書採択について
- 4 出席委員  
島崎教育長、田村委員、周防委員、大西委員
- 5 事務局出席者  
清水教育部長、堀口教育部次長、上杉教育部次長、藤原教育総務課長、植西同課長補佐、藤井同課企画総務係長、佐藤同課主任、北同課主事、藤橋教職員室長、田中学校教育課長、南出同課長補佐、奥田同課主査、中出同課指導主事、沖本児童生徒支援課長、二ノ宮学校給食課長、南井生涯学習課長補佐、松田スポーツ課長、青木同課主査、石田同課主事
- 6 会議を傍聴した者  
(1) 一般傍聴者 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が1月定例会の開会を宣言

議題の公開／非公開 全て公開

1 2月定例会議事録承認 承認

教育長報告

○議案第1号 令和7年度大津市一般会計教育費及び学校給食事業特別会計補正予算(第1次)に関する意見の申出に係る臨時代理について

【説明】

○堀口教育部次長 本件は、市議会11月通常会議に追加提出する補正予算案について、教育委員会として市長へ意見を申し出るに当たり、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなく、原案に対する意見はないものとして教育長が臨時に代理したため、教育委員会の承認を求めるものである。

一般会計教育費の補正は、1,433万5千円を減額し、補正後の総額を173億4,649万9千円とするものであり、内容は、人件費の補正である。人事院勧告に準拠し、職員の給与は増額改定となったが、幼稚園教員に例年以上の産育休取得者がいること、学校用務員の委託化が進んだことなど、人員配置や人事異動による減額の方が上回ったため、減額の補正となった。

【質疑】

○田村委員 産育休取得者が出ると、臨時講師を配置すると思うが、正規教員と臨時講師との給与に差がある分、減額となっているということか。

○堀口教育部次長 産育休取得者が出た際は、代替職員の配置に努めているが、給与に差があることもあり、減額の補正となっている。

【採決】 承認

○議案第2号 大津市義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について

【説明】

○藤原教育総務課長 義務教育等教員特別手当については、給特法等の改正に伴い、ベースとなる手当の月額を約3分の1縮減し、また、学級担任を担う者には月額3,000円を加算するための条例改正案を市議会へ提出し、これが昨年12月22日に可決された。本件は、この条例改正を受けての規則改正について、教育委員会会議を開く時間がなく教育長が臨時に代理したため、委員会の承認を求めるものである。

改正内容は2点あり、1つは、小中学校任期付講師に支給する手当の月額について定めている条項に、各号を新設する形で、学級担任と、学級担任以外を分けて規定することとした。

次に、小中学校任期付講師の号給ごとの手当額について、全国人事委員会連合会が示しているモデル手当額のとおり、約3分の1を縮減した額とした。なお、幼稚園教諭の手当額は、今回は据置きであるため、改正はない。

施行日は、令和8年1月1日である。

【質疑】 なし

**【採 決】** 承認

○議案第 3 号 大津市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について

**【説 明】**

- 松田スポーツ課長 本件は、学校施設開放事業の対象となっている一部の学校において体育館の空調設備が整備され、使用可能となったことに伴い、所要の規則改正を行うものである。

本市においては、小学校 36 校の体育館及び運動場、中学校 10 校の体育館を開放しており、それぞれの施設に設置された開放委員会において、使用申請手続を行っていただいている。この事業においては、実施要領に基づき、照明使用に係る費用を使用者に実費負担いただいているが、今回新たに空調使用に係る費用についても実費負担いただくため、空調使用時間等を記入できるよう、申請書の様式を改めるものである。

**【質 疑】**

- 島崎教育長 開放委員会が設置されていない学校において、目的外使用として使用される場合の空調使用については、教育総務課で同様の手続を行っているのか。
- 藤原教育総務課長 開放委員会が設置されていない学校の施設使用については、本件とは別の規則に基づく目的外使用となるが、実費負担に関する部分是要綱で定めており、そちらについては空調使用に関する措置を既に行っている。

**【採 決】** 可決

○議案第 4 号 令和 8 年度大津市立小中学校教科用図書の採択について

**【説 明】**

- 田中学校教育課長 今回新たに採択を行うのは、小学校特別支援学級（弱視学級）で使用する点字教科書である。

令和 8 年度から使用する教科用図書については、教育委員会 8 月定例会において採択の議決を得たところであり、弱視学級の児童については「通常学級用教科用図書と同一の内容の拡大教科書又は点字教科書を使用することができる。」としていたが、実際に点字教科書を使用するためには、教科書を指定して採択する必要があることから、今回追加で採択いただくものである。

点字教科書には、社会福祉法人が製作するものと、ボランティア団体が製作するものがある。前者は、原典となる教科書が選定され、国語、社会、算数、理科、英語及び道徳の 6 教科について文部科学省著作教科書として製作されている。このうち、国語については本市で採択した発行者の教科書を原典とするものであるため、これを採択したいと考えている。

国語以外で必要となる教科は書写、算数、生活、音楽、図画工作及び道徳の 6 教科であるが、本市が採択した各教科の発行者の教科書を原典とする点字教科書の製作を、3 教科、2 教科、1 教科に分けて 3 つのボランティア団体に依頼することができたため、それぞれの団体に製作いただいたものを採択したいと考えている。

**【質 疑】**

- 田村委員 採択について異論はないが、指導する者は点字ができる者が配置されるのか。
- 田中学校教育課長 点字ができる者が配置されるとは限らない。盲学校や点訳グループとも連携しながら、担当教員の研修や児童の支援を行っていく予定をしている。

- 田村委員 点字介助者をつけることを望まれるかもしれない。そこまで考えて、準備する必要があると思う。
- 島崎教育長 人員配置について県への要望はしているか。
- 藤橋教職員室長 本件については県にも伝えており、要望はしている。確約がいただけているわけではないので、今後も引き続き要望を続けていく。

**【採 決】** 可決

**閉会** 教育長が1月定例会の閉会を宣言